

令和4年第9回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和4年9月16日(金) 午前8時48分～午前9時04分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	12番	佐 藤 国 雄	13番	佐 山 秀 夫	
- 4 欠席委員 (1人)

9番	工 藤 元 伸
----	---------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (1人)

11番	木 立 康 行	13番	佐 山 秀 夫
-----	---------	-----	---------
- 8 付議案件

報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第40号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第41号	農用地利用集積計画の決定について

9 事務局職員

事務局長

中 田 憲 人

事務局長補佐

工 藤 英 樹

農政農地係長

福 士 博 幸

主 査

山 田 和 晶

主 事

工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、工藤元伸委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第9回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番石澤孝知委員、4番長内康之委員にお願いします。 書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第20号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年8月受理分は、相続が5件、総面積16,354㎡、田が19筆15,793㎡、平畑が3筆615㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第21号「農地法第18条第6項の規定

	による通知書の受理について」を、事務局から報告お願いします。
工 藤 主 事	報告第21号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号23番は、花巻字鷹待場の樹園地、3,088㎡を賃貸人の都合により、令和4年8月3日に合意解約したものです。 受付番号24番は、青山の田、ほか1筆合計4,032㎡を賃借人の都合により、令和4年8月9日に合意解約したものです。 受付番号25番は、青山の田、2,588㎡を賃借人の都合により、令和4年8月30日に合意解約したものです。 受付番号26番は、馬場尻東の田、ほか1筆合計6,554㎡を賃借人の都合により、令和4年8月30日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号27番は、馬場尻東の田、7,111㎡を賃借人の都合により、令和4年8月30日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第40号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 7ページをご覧ください。 今回の申請は、所有権移転が1件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号31番は、大字上十川字大野一番の樹園地、823㎡を経営規模拡大のため、取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。

	以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、2 番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員	今回申請があった農地について、去る 9 月 6 日、佐藤陽介委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、9 月 1 日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 所有権移転です。 受付番号 3 1 番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 申請地は、譲渡人が高齢となったことから、譲受人の依頼を受けて耕作しており、また、譲受人の農地が隣地にあったこともあり、今回申請に至ったとのことです。 今回申請があった 1 件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第 4 0 号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第 4 1 号につきましては、1 3 番佐山秀夫委員、また佐藤仁推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、佐山秀夫委員、佐藤仁推進委員退席) それでは、議案第 4 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第 4 1 号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

	今回の申請は、賃借権設定が6件、所有権移転が2件です。 別紙9ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号77番は、青山の田、ほか1筆合計4,032㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号78番は、大字浅瀬石字松田の田、ほか1筆合計7,373㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号79番は、馬場尻東の田、7,111㎡を10年間10a当たり16,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号80番は、馬場尻東の田、ほか1筆合計6,554㎡を10年間10a当たり16,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号81番は、青山の田、2,588㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号82番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号82番は、松原の田、ほか1筆合計11,560㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 11ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号28番は、申請人の父と賃借関係にあった大字花巻字鷹待場の樹園地、3,088㎡を所有権移転するものです。 受付番号29番は、大字牡丹平字大沢の樹園地、ほか1筆合計4,646㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第41号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、佐山秀夫委員、佐藤仁推進委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。

これで議案の審議は終了いたしました。
以上で、令和4年第9回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時04分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月16日

議 長 水 五 康 行

議事録署名者 石 澤 孝 知

議事録署名者 長 内 康 之